

徳山東部浄化センター外大気分析業務仕様書

第1章 総則

第1節 一般事項

本仕様書は、徳山東部及び新南陽浄化センターの大気分析業務に適用するものである。
本業務は、本仕様書に基づき、当該施設の硫化水素に係る作業環境測定及びボイラー排ガス測定を行うものである。

第2節 履行場所

徳山東部浄化センター 周南市鼓海三丁目118番22

新南陽浄化センター 周南市港町8番1号

第3節 分析方法

大気分析(作業環境) 作業環境測定基準(昭和51年労働省告示第46号):検知管法とする。
(排ガス) 大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)

第4節 提出書類

- 1) 年間分析計画書 契約締結後、速やかに提出すること(各浄化センター毎に2部)。
- 2) 分析結果報告書 各浄化センター毎に3部(排ガス測定は2部)提出すること。
 - ・各分析結果ごとにまとめ、表紙に業務名、日付、試料名等を記載すること。
 - ・天候、気温及び試料採取時間等を記載すること。
 - ・計量方法を記載すること。

第5節 安全衛生管理

- 1) 受注者は、関係法令等を遵守し、安全衛生管理に努め、適正な保護具を確実に着用して業務を履行しなければならない。
- 2) 受注者は、業務上の作業全般において、事故防止のため作業に従事する者に対し常に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 3) 機械器具その他の設備は常時点検して安全を図ること。

第6節 履行期間

契約日から令和8年3月31日まで

第7節 支払方法

業務完了後、1回払い

第8節 留意事項

- 1) 関係する法令、規則等を遵守して行うこと。
- 2) 業務実施場所以外の施設等への立入は禁止する。
- 3) 当該施設の器具等は原則として使用してはならない。

- 4) サンプルング日・時間等の詳細は、協議のうえ決定する。
- 5) サンプルング場所は、担当職員が指示する。
- 6) サンプルング及び分析に支障のある場合には、すみやかに担当職員に連絡し指示を受けること。
- 7) サンプルング時に周りを汚した場合は、清掃等の処置を講ずること。
- 8) 分析結果に信頼がおけないと判断される場合は、受注者の責任において再測定を行うなど、必要な措置を講ずること。
- 9) 業務上知り得た情報については、分析結果等に限らず第三者に漏らしてはならない。
- 10) 業務中に、発注者及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任において原状復旧しなければならない。
- 11) 主たる業務の再委託を禁止する。
- 12) 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入すること。

◎徳山東部浄化センター

作業環境測定(夏期・冬期)

測定場所	測定回数	A測定 硫化水素(2回)
ホッパー室	年2回	12点
脱水機室	年2回	54点
汚泥濃縮槽棟	年2回	26点
汚泥貯留槽上部	年2回	20点
合計		112点

◎新南陽浄化センター

作業環境測定(夏期・冬期)

測定場所	測定回数	A測定 硫化水素(2回)
本館 1階	年2回	32点
本館 2階 脱水機室	年2回	20点
本館 2階 汚泥処理操作室	年2回	12点
本館 3階	年2回	12点
洗浄タンク	年2回	12点
濃縮タンク	年2回	10点
消化タンク	年2回	12点
機械濃縮 1階	年2回	20点
機械濃縮 2階	年2回	20点
合計		150点

排ガス測定(夏期・冬期)

項目	ボイラー
硫黄酸化物	年2回
窒素酸化物	年2回
ばいじん	年2回